

横浜法学会会則

制定 平成 5 年 2 月 23 日
改正 平成 11 年 5 月 11 日
改正 平成 16 年 3 月 2 日
改正 平成 20 年 6 月 16 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 1 月 21 日

第 1 条 (名称)

本会は横浜法学会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は〒 240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は法学の研究の振興と普及を目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は次の事業を行なう。

- 1 機関誌「横浜法学」の発行
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 その他評議員会において適当と認めた事業

第 5 条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する。

- 1 特別会員 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院の法律系委員会の構成員
- 2 普通会員
 - (1) 次に掲げる者で、本会に入会を希望するもの
 - (I) 本会の特別会員であった者
 - (II) 横浜国立大学大学院国際社会科学府の前期課程・後期課程・法曹実務専攻の在学学生または修了者
 - (2) その他本会に入会を希望し、評議員会の承認を得た者
- 3 賛助会員
本会の目的に賛同する個人または法人で、本会に入会を希望し、評議員会の承認を得たもの

第 6 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 (評議員の互選による)
- 2 評議員 (特別会員をもってこれに充てる)
- 3 庶務会計、機関誌編集、研究会講演会開催の各役員 (評議員会において定める)
- 4 会計監事 (評議員中より 1 名を互選する)

第7条（役員の任務）

- 1 評議員は評議員会を組織し、会務を審議する。
- 2 各委員は評議員会の決議に基づき各々の会務を執行する。
- 3 会計監事は本会の会計を監査する。

第8条（役員の任期）

会長、各委員および会計監事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条（会費）

会員は会費として別に定める額を納入しなければならない。

第10条（会員の権利）

- 1 会員は機関誌「横浜法学」の配布を受ける。
- 2 会員は、本会が開催する研究会、講演会その他の事業に参加することができる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条（改正）

本会則の改正は評議員会の決議によって行なう。

付則

- ① 本会則は平成5年5月11日から施行する。
- ② 本会則の施行前に横浜国立大学大学院国際経済法学研究科の基幹講座教官または協力講座教官であった者は、第5条第2項の適用については、本会の特別会員であった者とみなす。

付則（平成11年5月11日）

- ① 新会則は平成11年5月11日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- ② 新会則の施行前に本会の普通会員であった者は新会則第5条に規定する普通会員とみなす。
- ③ 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科の基幹講座教官または協力講座教官であった者は、新会則第5条第2項の適用については、同大学院国際社会科学研究科の国経法系委員会の構成員であった者とみなす。
- ④ 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科の修了者は、新会則第5条第2項の適用については、同大学院国際社会科学研究科前期課程の修了者とみなす。

付則

この会則は平成16年3月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付則

この会則は平成20年6月16日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

付則

この会則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- ① この会則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所の国経法系委員会の構成員であった者は、第 5 条第 2 項の適用については、同大学院国際社会科学研究所の法律系委員会の構成員であった者とみなす。
- ③ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所の在学学生または修了者は、第 5 条第 2 項の適用については、同大学院国際社会科学府の在学学生または修了者とみなす。
- ④ 横浜国際経済法学会の一切の権利および義務は、この会則の施行の時に、横浜法学会が承継する。